

陳情第163号	受理年月日	令和5年7月28日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	北九州市立地適正化計画（改定素案）の市民意見公募と公聴会のやり直しについて	
要旨	<p>市は、平成25年から、がけ地近接等危険住宅移転事業を開始しているが、これまでの移転実績は、10年間でたったの6件である。また、令和元年12月に基本方針を公表し実施中の、災害に強くコンパクトなまちづくりを進める、市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直し（逆線引き）事業は、今も関係住民の強い反対にあって事業の先行きが見通せない状況にある。</p> <p>反対理由のほとんどは、逆線引きによる地価の暴落、移転元地の買取り、建物補償、移転費用、移転先住居について、関係住民に対して何ら補償支援をしないとする市の無策に対するものである。</p> <p>国は、市の無策に対応したかのように、本年度、移転元地の買取り、建物補償、移転費用、移転先住居に対する補償支援を格段に拡充した防災集団移転促進事業を打ち出しており、その事業費の95%を国負担とする市にとって極めて有利な補助制度（20億円の市事業で19億円を国が負担）に改めている。</p> <p>国土交通省の立地適正化計画作成の手引き（令和5年改訂）（都市局都市計画課）には、災害リスクの回避策としての取組の実施、並びに防災・減災対策に係る予算制度として、防災集団移転促進事業が記載されている。また、同じく国土交通省の防災移転まちづくりガイドンス（令和5年4月都市局都市安全課）にも当該事業が詳しく記載されている。</p> <p>市は、今般、令和2年6月の都市再生特別措置法改正による防災指針の策定及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置づけを行う、北九州市立地適正化計画（改定版）（目標年次令和22年）を令和6年3月に決定する手続きとして、現在、市民意見公募（本年7月18日～同年8月17日）と公聴会（同年8月8日）を進めている。</p> <p>しかし、市民に閲覧・配布用に供されている北九州市立地適正化計画</p>	

（続 く）

(改定素案)(以下、改定素案と言う。)とその概要版には、防災集団移転促進事業についての記載が一切ない。また、市は、改定素案に係る都市計画審議会に、本年度の当該事業についての資料をこれまで一切出していないし、説明もしていない。重要事項について都市計画審議会での審議が欠落した改定素案が市民に供されている。

市は、(逆線引き失政の)教訓と反省から、今後、市民に対して懇切丁寧な説明をすると議会で何度も答弁しているが、防災集団移転促進事業について都市計画審議会の審議にかけない、市民に情報提供しない、市民説明会を一回も開かないでは、市民はどんな意見が出せるのか。市民は、意見の前提となる知識がないままで考えるしかなく、市民が熟考満足した意見を出すことは不可能である。

市の行為は、議会軽視であり、都市再生特別措置法第81条第22項及び第24項に定める、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の趣旨に反している。

については、市の執行機関に対する監視機能を責務とする市議会として、市の行為を正し、北九州市立地適正化計画(改定素案)について、真の意見公募と公聴会が行われるよう、善処をお願いする。